

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 3.1 3.3	箇条 3 一般要求事項 3.1 一般事項 機器は、通常動作状態又は故障状態の下で、意図した目的で用いたときに危険が生じることがないように、規定の項目に対する保護を備えるような設計及び構造でなければならない。 3.3 この規格に明確に記載していない構造及び部品 機器がこの規格に明確に記載していない技術、部品及び材料、又は構造の方法を含む場合、機器は一般的にこの規格に記載する安全性の原則と同等以上の安全対策を施さなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 3.2 箇条 8 8.15 8.19	箇条 3 一般要求事項 3.2 クラス指定 主電源から電源供給を受けるように設計した機器は、クラス I 機器、クラス 0I 機器又はクラス II 機器の要求事項に従った構造でなければならない。 箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.15 専用電源装置のみの使用を設計した機器は、改造しない限り専用電源装置を一般用電源装置に置き換えることができないような構造でなければならない。 8.19 主電源スイッチは、主電源可とうコードに取り付け	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二 条 第 2 項 続き					てはならない。	
				箇条 14	箇条 14 部品	
				14.9	14.9 電圧切換装置及び類似の装置 機器は、ある電圧から他の電圧へ、又はある種類の電源から他の種類の電源へ、設定を変更することが不用意に起きない構造になっていなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 端子	
				15.1	15.1 プラグ及びソケット プラグ及びソケット等は、適切な接続ができるように関連する JIS 規格に適合しなければならない。	
				15.3	15.3 外部可とうコード用及び主電源への恒久接続用端子 端子は、接続の確実性を担保するために、適切に設計・組立されなければならない。	
				15.4	15.4 主電源プラグの一部を形成するデバイス（ダイレクトプラグイン機器）	
				15.4.2	15.4.2 デバイスの主電源プラグ部は、主電源プラグの寸法に対する規格に適合しなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 外部可とうコード	
				16.1	16.1 主電源可とうコードは、適切なシース付きのものでなければならない。	
16.7	16.7 移動形機器は、主電源コードを保護するために保管					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>する手段、例えば、収納部、フック又は巻取り部を備えなければならない。</p> <p>箇条 17</p> <p>17.3 固定ねじ又は固定デバイスを交換することによって可触導電部又はそこに接続した部分と危険な活電部との間の空間距離及び沿面距離が規定する値未満になる場合、カバー、脚、スタンドなどを固定ねじ又は他の固定デバイスは、外れないタイプのものでなければならない。</p> <p>17.4 相互に永久的に固定して、通常動作状態の下で接続部に 0.2A を超える電流が流れる導電部は、緩まないような方法で固定しなければならない。</p> <p>17.5 通常動作状態の下で 0.2 A を超える電流が流れる電気接続部は、接触圧がセラミック以外の絶縁材料を介して伝達しないように設計しなければならない。</p> <p>17.6 通常動作状態の下で 0.2 A を超える電流が流れる電源供給可とうコードのより線で、ねじ端子に接続したものは、接触圧が加わる部分を鉛・すずの共晶はんだで固めてはならない。</p> <p>17.8 機器の製造業者が供給する取外し可能な脚又はスタンドは、専用の固定手段と一緒に供給しなければならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				17.9	17.9 内部の差込み式接続は、意図しない緩みが生じたとき、この規格に規定する安全性を損なう場合、緩みが生じないように設計しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 6.2.0A 6.3 箇条 8 8.18 箇条 11 11.1	箇条 6 危険な放射 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 機械的安全インタロック装置は、フェイルセーフでなければならない。 6.3 LED JIS C 7550 に規定するリスクグループ 3 (高危険度) の LED を含む機器は、使用者がアクセス可能な領域での危険を防ぐために、保護手段 (インターロック、バリア等) を施さなければならない。 箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.18 主電源から電力を受ける機器は、サービス時に機器を主電源から分離する遮断デバイスを備えなければならない。 箇条 11 故障状態 11.1 感電の危険 感電の危険に対する保護は、機器が故障状態の下で動作しても有効でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三條 第1項 続き				11.2	11.2 温度上昇	
				11.2.1	11.2.1 要求事項 機器が故障状態の下で動作するとき、機器で発生する異常な熱によって安全性が損なわれる温度に達する部分があってはならない。	
				11.2.2	11.2.2 温度上昇値の測定 機器を故障状態の下で、温度上昇をヒューズによって制限する場合、ヒューズは規定時間内に溶断しなければならない。	
				箇条 14	箇条 14 部品	
				14.6	14.6 保護デバイス	
				14.6.2	14.6.2 サーマルリリース (温度過昇防止装置)	
				14.6.2.2	14.6.2.2 サーマルカットアウトは、接点の開放を妨げないトリップフリー機構でなければならない。	
				14.8	14.8 安全インタロック 危険がある区域に手で近づける場合、その場所には、安全インタロックを設けなければならない。	
				14.11	14.11 電池	
				14.11.2	14.11.2 使用者が交換できる充電可能な電池 使用者が、機器内で充電できる充電可能な電池を、充電できない電池に交換できる場合、充電可能な特殊電池パッ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き					クの充電端子を別にするか、又は電子的保護回路などの特別の手段を講じて充電できない電池に電流が流れないようにしなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 箇条 6 6.2 6.2.0A 箇条 8 8.18 箇条 14 14.4 14.4.2 14.6 14.6.3 14.6.3.2	箇条 5 表示及び説明書 機器又は説明書に、規定の表示をしなければならない。 箇条 6 危険な放射 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 機器に、レーザクラスの種類を表示しなければならない。 箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.18 遮断デバイスとして主電源スイッチを用いる機器は、スイッチのオンの位置を指示しなければならない。 箇条 14 部品 14.4 インダクタ及び巻線 14.4.2 表示 絶縁変圧器には、製造業者名又は商標、及び形番又はカタログ番号を表示しなければならない。 14.6 保護デバイス 14.6.3 ヒューズ及びヒューズホルダ 14.6.3.2 JIS C 6575 の規格群に適合するヒューズは、規定の表示をヒューズホルダ又はヒューズ近傍に記載しなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続 き				箇条 19 19.7 19.7.1	なければならない。 箇条 19 安定性及び機械的危険 19.7 壁又は天井への取付手段 19.7.1 壁又は天井への取付手段をもつ機器は、機器に取 付器具を固定するために用いる部品を取扱説明書に詳細 事項を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中にお ける安全機能の 維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定され る供用期間中、安全機能が維持される構造 であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2.0A 箇条 12 12.5 箇条 14 14.10 14.10.1 14.10.2	箇条 6 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 機械的安全装置は、規定の回数の開閉試験に耐えなけれ ばならない。 箇条 12 機械的強度 12.5 機器に取り付けたアンテナ同軸接続器 アンテナ同軸接続器で、意図した使用中に予測できる機 械的耐久試験に耐える構造でなければならない。 箇条 14 部品 14.10 モータ 14.10.1 長期の意図的な使用において、この規格への適合 性を損なう電氣的又は機械的故障を防止するような構造 でなければならない。 14.10.2 モータは、配線、巻線、整流子、スリップリング、 絶縁などが、オイル、グリース若しくは意図した使用中に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 15 15.2 箇条 16 16.3 箇条 17 17.1 17.2 17.7	さらにされる他の物質によって悪影響を受けない構造とするか、又はそのように取り付けなければならない。 箇条 15 端子 15.2 保護接地のための規定 保護接地接続部に接触する導電部は、電気化学的作用によって著しい腐食が起きてはならない。 箇条 16 外部可とうコード 16.3 外部可とうコードは、折り曲げ試験に耐えなければならない。 箇条 17 電氣的接続及び機械的接続 17.1 機器の寿命中に緩めたり締め付けたりする、電気接点及びねじ固定を備えたねじ端子は、十分な強度をもたなければならない。 17.2 機器の寿命中に、非金属材料製のめねじに数回緩めたり締め付けたりするねじで、この規格に規定する安全性に関係するものは、そのめねじに正しく取り付ける手段をもたなければならない。 17.7 機器の寿命中に操作する可能性があるカバー固定デバイスは、十分な機械的強度がなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.5	箇条 5 表示及び説明書 5.5 説明書	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き	安全設計	又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.5.1 箇条 12 12.7 12.7.2 附属書 A A.5 A.10.3.1	5.5.1 安全に関する使用場所等の情報が必要な場合、この情報は日本語で設置説明書又は取扱説明書に記載し、機器とともに供給しなければならない。 箇条 12 機械的強度 12.7 コイン（ボタン）電池を含む機器 12.7.2 構造に関する要求事項 電池収納部に扉又はカバーをもつ機器は、子供が電池を取り外す可能性を減少する設計を施さなければならない。 附属書 A 防まつ（沫）機器に適用する追加要求事項 A.5 表示及び説明書 飛まつ（沫）に対する保護防まつ機器には、規定に基づき、少なくとも IPX4（防まつ等級）を表示しなければならない。 A.10.3.1 飛まつ（沫）処理 エンクロージャは、飛まつ（沫）に対する十分な保護を備えていなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	箇条 7 通常動作状態の下での温度上昇 7.1 一般事項 意図した使用中に、機器のいかなる部分も過剰な温度に達してはならない。（材料毎の限度値を規定）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				7.2	7.2 絶縁材料の耐熱性 主電源に導電的に接続した部分を保持する絶縁材料は、意図した使用時に定常電流が0.2Aを超え、不完全な接続によってかなりの発熱をするおそれがある場合、耐熱性がなければならない。	
				箇条 8	箇条 8 感電保護に関する構造要求	
				8.20	8.20 主電源に接続したスイッチの接点ギャップを橋絡する抵抗器、コンデンサ又はRCユニットは、規定する要求事項に適合しなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 故障状態	
				11.2	11.2 温度上昇 電気絶縁及び機械的保持部等の材料の温度上昇値は、規定の値を越えてはならない。(材料毎の限度値を規定)	
				箇条 14	箇条 14 部品 部品に対して、適切な耐熱性、絶縁性等を有するものを使用しなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 端子	
				15.1	15.1 プラグ及びソケット	
				15.1.1	15.1.1 主電源プラグ及び機器用カプラ、並びに主電源電力を他の機器に供給するために設けたコンセント及び相互接続用カプラは、関連するJIS規格に適合しなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 16 16.3 16.5	らない。 箇条 16 外部可とうコード 16.3 可とうコードであって、危険な活電導体を含むものは十分な耐電圧をもっていなければならない。 16.5 コードの絶縁が破壊したとき可触金属部が危険な活電部になる場合、張力及びひねじれ保護デバイスは、絶縁材料でできていなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.2 8.5 8.6 8.7	箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.2 機器は、手による次の操作によって感電の危険が生じないように設計し、かつ、組み立てなければならない。 ー電圧設定又は電源の種類の変更 ーヒューズ及び指示灯の交換 ー引出しの操作 8.5 クラス I 機器及びクラス OI 機器の場合、可触導電部分は、規定の絶縁要求事項並びに空間距離及び沿面距離の要求事項に適合する基礎絶縁によって、危険な活電部から分離しなければならない。 8.6 クラス II 機器の場合、可触部は、二重絶縁か、強化絶縁のいずれかによって、危険な活電部から分離しなければならない。 8.7 基礎絶縁、二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する規定の要	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号 続き				8.10	<p>求に適合した電子部品は、機器のエンクロージャ内に配置しなければならない。</p> <p>8.10 クラス II 機器は、可触部と主電源に導電的に接続した電線の間には二重絶縁を備え、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。</p>	
				8.12	8.12 窓、レンズ、信号ランプのカバーなどは、それがないと危険な活電部が可触部になる場合、有効な手段で固定しなければならない。	
				8.13	8.13 使用中に力が加わるおそれがあるカバーは、それがないと危険な活電部が可触部になる場合、有効な手段で固定しなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 機械的強度	
				12.1	12.1 完成機器	
				12.1.6	12.1.6 応力リリーフ試験	
					成形又は型枠で作った熱可塑性プラスチック材のエンクロージャは、材料の収縮又はひずみによって危険な活電部が露出しない構造でなければならない。	
				12.6	12.6 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ	
				12.6.1	12.6.1 一般要求事項	
					伸縮式アンテナ又はロッドアンテナは、アンテナ取付部の一部破損において、危険な活電部に接触することを防	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号 続き				箇条 14 14.6 14.6.3 14.6.3.4 附属書 B 4.1.3.1	止するガード又はバリアを設けなければならない。 箇条 14 部品 14.6 保護デバイス 14.6.3 ヒューズ及びヒューズホルダ 14.6.3.4 ヒューズ又は遮断装置の交換中に、危険な活電部に手が接近できてはならない。 附属書 B ネットワーク線に接続する機器 4.1.3.1 TNV-0 回路に対する要求事項に適合しないインタフェース回路の部分は、使用者が接触可能な部分であってはならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.4 箇条 9 9.1 9.1.1.2 9.1.6	箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.4 機器は、可触部又は手でカバーを外したとき可触になる部分からの感電の危険がないように組み立てなければならない。 箇条 9 通常動作状態の下での感電の危険 9.1 外側に対する試験 可触部は、危険な活電部であってはならない。 9.1.1.2 危険な活電部の決定 大地へのタッチカレント (実効値) は、規定の電流を超えてはならない。 9.1.6 主電源プラグの引抜き	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号 続き				9.2	<p>プラグをコンセントから引き抜いた後、プラグのピン又は接点に触れたとき、コンデンサに蓄積した電荷による感電の危険がないように設計しなければならない。</p> <p>9.2 保護カバーの取外し</p> <p>手でカバーを外すことによって可触となる部分は、危険な活電部であってはならない。</p>	
				箇条 15	箇条 15 端子	
				15.2	<p>15.2 保護接地のための規定</p> <p>危険な電圧になる可能性のあるクラス I 機器及びクラス 0I 機器の可触導電部、及びクラス I 機器のコンセントの保護接地接点は、機器の保護接地端子に確実に接続していなければならない。</p>	
				箇条 16	箇条 16 外部可とうコード	
				16.1	<p>16.1 クラス I 機器の非着脱式可とうケーブル及びコードは、機器の保護接地端子に接続しなければならない。</p>	
				附属書 B	附属書 B ネットワーク線に接続する機器	
				4.1.2	<p>4.1.2 単一の TNV-0 回路又は相互接続した TNV-0 回路においては、単一又は複数の TNV-0 回路の二つの導体間、及びそのような導体の 1 点と大地との間の電圧は、規定する値を超えてはならない。</p>	
				4.1.3	<p>4.1.3 基礎絶縁、付加絶縁又は部品において単一故障が起</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号 続き					きた場合、単一又は複数の TNV-0 回路の 2 導体間、及びこのような導体の 1 点と大地との間の電圧は、0.2 秒間を超えて、規定する値を超えてはならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3 8.8 8.9 8.11 8.16 8.17	箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.3 危険な活電部の絶縁は、吸水性がある材料であってはならない。 8.8 基礎絶縁、付加絶縁及び強化絶縁は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。 8.9 器内配線の絶縁は、塩化ビニル製の場合、0.4 mm 以上の厚さがなければならない。その他の材料の場合、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。 8.11 機器の構造は、万が一電線が外れても、外れた電線自然な動きによって、空間距離及び浴面距離が規定する値未満になってはならない。 8.16 基礎絶縁、付加絶縁、強化絶縁又は二重絶縁の絶縁構造を備えた巻線部品の絶縁巻線は、規定の要求事項に適合しなければならない。 8.17 巻線の各層間の絶縁、入出力回路間の絶縁、隣接する入力若しくは出力回路間の絶縁か、又は巻線と全ての導電性コアとの間の絶縁は規定の耐電圧試験に耐えなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八 条 続 ぎ				8.21	<p>なければならない。</p> <p>8.21 分離できない薄いシート材は、耐電圧試験に耐えなければならない。</p>	
				箇条 10	箇条 10 絶縁要求	
				10.2	<p>10.2 サージ試験</p> <p>クラスⅠ機器及びクラスⅡ機器における可触部か又はそれに接続する部分と危険な活電部との間の絶縁は、アンテナ端子を通して機器に入り込んでくるような過渡現象によるサージに耐えなければならない。</p>	
				10.3	<p>10.3 湿度処理</p> <p>意図した使用で生じる可能性がある湿度条件によって、機器の安全性が損なわれてはならない。</p>	
				10.4	10.4 絶縁抵抗及び耐電圧	
				10.4.1	10.4.1 絶縁材料の絶縁は、適切でなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 故障状態	
				11.2	11.2 温度上昇	
				11.2.2	11.2.2 絶縁は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。	
				箇条 13	<p>箇条 13 空間距離及び浴面距離</p> <p>空間距離は、機器に入ってくる可能性のある過渡過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって絶縁破壊しな</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 14 14.6 14.6.1 14.12	い寸法でなければならない。 沿面距離は、発生する動作電圧及び汚損度に対してフラッシュオーバー又は絶縁の破壊（トラッキング）が起きないような寸法でなければならない。 箇条 14 部品 14.6 保護デバイス 14.6.1 保護デバイス 保護デバイス及びその接続部の外部空間距離及び沿面距離は、基礎絶縁の要求事項に適合しなければならない。 14.12 オプトカプラ オプトカプラの外部の空間距離及び沿面距離は、規定する要求事項に適合しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2 11.2.1 14.5 14.5.1	箇条 11 故障状態 11.2 温度上昇 11.2.1 要求事項 機器が故障状態の下で動作するとき、機器の周辺に火災の危険をもたらす温度に達する部分があってはならない。 14.5 高電圧部品及び組立品 14.5.1 一般事項 4kV（ピーク）を超える電圧で動作する部品及び過電圧防	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				箇条 20	<p>止のために設けた放電ギャップは、機器の周辺への火災の危険を引き起こしてはならない。</p> <p>箇条 20 耐火性</p> <p>機器は、次の手段で、火の発生及び伝搬をできる限り抑制するように設計し、また火災の危険が、機器の周囲に及ばないようにしなければならない。</p> <p>－機器の設計及び製造において、潜在的発火源を形成しないように優れた工学的手法を用いる</p> <p>－潜在的発火源から規定する距離の範囲内にある内部部品には燃えにくい材料を用いる</p> <p>－火の伝搬を制限するために、防火用エンクロージャ及び／又はバリアを用いる</p>	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.1.2 箇条 11 11.2 11.2.3	箇条 7 通常動作状態の下での温度上昇 7.1 一般事項 7.1.2 可触部 可触部の温度上昇は、規定する“通常動作状態”の値を超えてはならない。 箇条 11 故障状態 11.2 温度上昇 11.2.3 可触部 可触部の温度上昇は、規定する“故障状態”の値を超えて	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					はならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.14 箇条 12 12.1 12.1.6 12.6 12.6.1 箇条 14 14.10 14.10.3	箇条 8 感電保護に関する構造要求 8.14 配線又はその周囲の物に規定の力を加えたとき、シャープエッジ、可動部分又はピンチ (挟まれるおそれのある箇所) によって、線の絶縁に損傷の危険がない構造になっていなければならない。 箇条 12 機械的強度 12.1 完成機器 12.1.6 応力リリーフ試験 成形又は型枠で作った熱可塑性プラスチック材のエンクロージャは、材料の収縮又はひずみによって危険な可動部が可触になってはならない。 12.6 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ 12.6.1 一般要求事項 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナは、終端部に直径 6.0 mm 以上のボタン又は球を備えていなければならない。 箇条 14 部品 14.10 モーター 14.10.3 人のけがの原因となるような可動部は、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第1項 続き				15.4	ていなければならない。 15.4 主電源プラグの一部を形成するデバイス（ダイレクトプラグイン機器）	
				15.4.1	15.4.1 固定コンセントに差し込むように意図したピン（又は刃）をもつデバイスは、コンセントに過度の負荷をかけてはならない。	
				箇条 16	箇条 16 外部可とうコード	
				16.6	16.6 外部可とうコード用の開口部は、コードの挿入時及びその後の移動中に、コードに損傷を与えることがない構造でなければならない。	
				箇条 18	箇条 18 映像管の機械的強度及び爆縮に対する保護	
				18.1	18.1 一般事項 機器のエンクロージャは映像管の爆縮に対して十分な保護を備えていなければならない。	
				箇条 19	箇条 19 安定性及び機械的固定	
				19.1	19.1 安定性に関する要求事項 質量が 7 kg 以上の機器は、十分な安定性がなければならない。さらに、製造業者が供給・推奨する脚、カート又はスタンドを取り付けたときにも、安定性を確保しなければならない。	
				19.5	19.5 縁及び角に対する試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				19.6	<p>機器上の場所又は使い方によって、使用者に危険を及ぼす可能性がある場合、縁又は角は滑らかでなければならない。</p> <p>19.6 ガラスの機械的強度</p> <p>規定の面積を超えるガラスは、破砕試験で皮膚に切り傷を生じさせるような破片を生じてはならない。</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1 9.1.7 箇条 12 12.1 12.2 12.3	<p>箇条 9 通常動作状態の下での感電の危険</p> <p>9.1 外側に対する試験</p> <p>9.1.7 外力に対する耐性</p> <p>機器のエンクロージャは、外力に対して十分に耐えなければならない。</p> <p>箇条 12 機械的強度</p> <p>12.1 完成機器</p> <p>機器は、十分な機械的強度をもたなければならない。かつ、意図した使用中に予測できる取扱いに耐える構造でなければならない。</p> <p>12.2 操作用端子の固定</p> <p>操作用押しボタン、つまみ等に、規定のトルク力又は張力を加え、固定手段は耐えなければならない。</p> <p>12.3 手で保持するリモートコントロール装置</p> <p>装置は、規定の回数による高さ 50cm の落下試験に耐えな</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				12.4	<p>なければならない。</p> <p>12.4 引出し</p> <p>規定の引っ張り力で、引出しを引っ張り、不適合となる損傷を生じてはならない。</p>	
				12.5	<p>12.5 機器に取り付けたアンテナ同軸接続器</p> <p>アンテナ同軸接続器で、意図した使用中に予測できる機械的ストレスに耐える構造でなければならない。</p>	
				12.6	<p>12.6 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ</p>	
				12.6.2	<p>12.6.2 物理的固定</p> <p>アンテナ終端部及び伸縮式アンテナの構成部品は、外れないような方法で固定しなければならない。</p>	
				12.7	<p>12.7 コイン（ボタン）電池を含む機器</p> <p>規定の試験後、電池収納部の扉又はカバーに試験指により $30N \pm 1N$ の力を加えた後、その機能を保持しなければならない。</p>	
				箇条 15	<p>箇条 15 端子</p>	
				15.4	<p>15.4 主電源プラグの一部を形成するデバイス（ダイレクトプラグイン機器）</p>	
				15.4.3	<p>15.4.3 ダイレクトプラグイン機器は、十分な機械的強度をもたなければならない。</p>	
				箇条 16	<p>箇条 16 外部可とうコード</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第2項 続き				16.5	16.5 外部可とうコードは、規定の力でコードを引っ張って変移があつてはならず、また、コードを機器内に押し込むことができなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 電氣的接続及び機械的固定	
				17.9A	17.9A 機器用カプラを用いる場合、コネクタを抜き差しするときに機器用のインレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。	
				箇条 19 19.7	箇条 19 安定性及び機械的固定 19.7 壁又は天井への取付手段 壁又は天井への取付手段は、外れることなく、機械的に損傷がなく、かつ、確実に維持していなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 14 14.11 14.11.1 14.11.4 14.11.5	箇条 14 部品 14.11 電池 14.11.1 一般事項 電池は、可燃性ガスの滞留の危険がないように、かつ、電解液の漏出によって絶縁を損なうことがないように取り付けなければならない。 14.11.4 電池の成形応力リリース 電解液が使用者サービス区画に浸入する場合、試験によって電池から電解液が漏れてはならない。 14.11.5 電池の落下試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					使用者サービスの対象の特殊電池は、落とすことによって電解液が漏れ出てはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 6.2.0A 6.3	箇条 6 危険な放射 6.1 電離放射 潜在的な電離放射線源を含む機器は、通常動作状態及び故障状態の下で、電離放射線に対して人体を保護できる構造でなければならない。 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 レーザシステムをもつ機器は、通常動作状態及び故障状態の下で、レーザ放射に対して人体を保護できる構造でなければならない。 6.3 LED 光学的放射を生成する LED を含む機器は、使用者のアクセス可能なエリアへの光学的放射の可能性を低減するための手段を施さなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.10 14.10.3	箇条 14 部品 14.10 モータ 14.10.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 第十五条第1項 続き	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 14 14.10 14.10.3	箇条 14 部品 14.10 モーター 14.10.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 14 14.10 14.10.3	箇条 14 部品 14.10 モーター 14.10.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.2.1	箇条 11 故障状態 11.2.1 要求事項 機器がモーターの拘束状態の下で動作するとき、次のような温度に達する部分があってはならない。 －機器の周辺に火災の危険をもたらす －機器で発生する異常な熱によって安全性が損なわれる	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの	■該当 □非該当	箇条 5 5.2 箇条 15	箇条 5 表示及び説明書 5.2 識別表示及び電源定格 定格電圧で測定した消費量は、表示値の 110 % を超えてはならない。 箇条 15 端子	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		15.3. 15.3.5 箇条 16 16.2 16.4	15.3 外部可とうコード用及び主電源への恒久接続用端子 15.3.5 外部可とうコード用の端子は、規定の公称断面積の導体が接続できるものでなければならない。 箇条 16 外部可とうコード 16.2 電源供給コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもたなければならない。その他の基準に適合する電源供給コードの場合、その導体は、関連する配線規定に適合しなければならない。 16.4 機器相互間の接続に用いる可とうコードの導体は、絶縁部の温度上昇が無視できるような断面積をもたなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.1 11.2 11.2.1 箇条 13	箇条 11 故障状態 11.1 感電の危険 感電の危険に対する保護は、機器の故障状態の下で動作していても存在しなければならない。 11.2 温度上昇 11.2.1 要求事項 機器が故障状態の下で動作するとき、周辺に火災の危険や機器で発生する異常な熱によって安全性が損なわれてはならない。 箇条 13 空間距離及び浴面距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					空間距離は、機器に入ってくる可能性のある過渡過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって絶縁破壊しない寸法でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55032 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除き。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.1 5.4 箇条 14 14.6 14.6.5	箇条 5 表示及び説明書 5.1 一般要求事項 表示は、永続性があり、理解しやすく、機器を用いるときに機器上で容易に識別できるものでなければならない。 5.4 注意表示 工具等を用いて外側から取り外すことができるスピーカグリルが保護カバーに対する注意表示は、グリルを外した後でエンクロージャ上に見えるようにしなければならない。 箇条 14 部品 14.6 保護デバイス 14.6.5 ヒューズのように復帰できない保護デバイスについては、正しく交換ができるよう、保護デバイスの近傍に表示を行わなければならない。	
第二十条	表示等（長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1号 第二十 条第1号 続き	用製品安全表示 制度による表 示)	<p>定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除き。）の機能を兼ねる換気扇を除き。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	■非該当			
第二十 条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除き。）</p> <p>機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除き。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除き。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除き。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J2000 で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6065:2016、追補 1:2019

規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号 続き	示)	つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				